

福岡県司法書士会会員の業務広告に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県司法書士会会則（以下「会則」という。）第86条に基づき、本会会員（以下「会員」という。）の業務に関する広告（以下「広告」という。）につき、司法書士倫理第16条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の定義)

第2条 この規則における広告とは、会員が口頭、書面、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(禁止される広告)

第3条 会員は、次の広告をすることができない。

- (1) 事実と合致していない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- (4) 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
- (5) 特定の司法書士又は司法書士法人の事務所と比較した広告
- (6) 法令、会則又は司法書士倫理等に違反する広告
- (7) 司法書士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

(表示できない広告事項)

第4条 会員は、次の事項を表示した広告をすることができない。

- (1) 訴訟事件の勝訴率
- (2) 顧問先又は依頼者。ただし、顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。
- (3) 受任中の事件又は過去に取扱った事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されず、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

(ウェブサイトを利用した広告)

第5条 会員は、ホームページ、ブログ等の情報通信回線を利用したウェブサイト（以下「ホームページ等」という。）の開設者（以下「開設者」という。）に広告を依頼する場合、次に該当するときは広告を行ってはならない。

- (1) 会員が開設者又は開設者が指定する第三者（以下、併せて「開設者等」という。）に対し、正当な広告掲載料金以外の金銭その他の対価（以下「金銭等」という。）を支払うものであるとき。
- (2) ホームページ等を閲覧した者（以下「閲覧者」という。）が開設者等に対し、開設者等が司法書士を紹介することに関し、金銭等を支払うものであるとき。
- (3) 開設者等が閲覧者と司法書士との間における報酬の決定・事件の処理等、司法書士の業務及びその付随業務に関与できるものであるとき。
- (4) その他ホームページ等に広告を行うことにより、法令、司法書士倫理又は会則に違反するおそれがあるものであるとき。

(訪問等による広告の禁止)

第6条 会員は、面識のない者（現在及び過去の依頼者、友人、親族その他これらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。）に対し訪問又は電話による広告をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 業務の依頼を希望する者からの請求があった場合
 - (2) 事業所内においてその事業に従事する者に対して行う場合
- 3 会員は、面識のない者に対し、電子メール及びファックスによる広告をしてはならない。ただし、その者の承諾を得、かつその者が受領を拒むことができる仕組みを有する場合はこの限りでない。

(特定の事件の勧誘広告)

第7条 会員は、特定の事件の当事者及び利害関係者で面識のない者に対して、郵便又はその他これらの者を名宛人として直接到達する方法で、当該事件の依頼を勧誘する広告をしてはならない。

(有価物等供与の禁止)

第8条 会員は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して、又はこれを約して広告をしてはならない。

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第9条 会員は、第三者が会員の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力してはならない。

(広告をした司法書士の表示)

第10条 司法書士である会員は、広告中に次の事項を表示しなければならない。

- (1) 事務所所在地
 - (2) 氏名（職名を使用している者にあつては職名）
 - (3) 所属司法書士会
 - (4) 司法書士名簿に記載している事務所の電話番号
 - (5) 司法書士法第3条第1項第6号乃至第8号で定める業務（以下、「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）に関する広告を行う場合は、同法第3条第2項第2号で定める認定を受けている旨又は認定番号
- 2 司法書士法人である会員は、広告中に次の事項を表示しなければならない。
- (1) 主たる事務所所在地
 - (2) 名称
 - (3) 所属司法書士会（複数の司法書士会に所属するときは、広告中に表示のある事務所の所在地の所属司法書士会）
 - (4) 司法書士法人名簿に記載している事務所の電話番号（複数の事務所を有するときは、広告中に表示のある事務所の電話番号）
 - (5) 代表社員の氏名（複数いる場合は1名で足りる）
 - (6) 従たる事務所で取り扱う業務に関する広告を行う場合は、当該事務所の所在地及び常駐社員の氏名（常駐社員が複数いる場合は1名で足りる）
 - (7) 簡裁訴訟代理等関係業務に関する広告を行う場合は、同業務を取り扱う事務所所在地及び特定社員の氏名（特定社員が複数いる場合は1名で足りる）、同社員が司法書士法第3条第2項第2号で定める認定を受けている旨又は認定番号
- 3 広告中に氏名以外の事務所名称を表示する場合は、日本司法書士会連合会に登録した名称以外は使用してはならない。
- 4 会員が、他の会員又は他の会の司法書士若しくは司法書士法人と共同して広告をするときは、第1項及び前項に定める事項は、会員のうち代表する者1名について表示すれば足りる。

(広告であることの表示)

第11条 会員が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

(保存義務)

第12条 広告をした会員は、次に掲げるものを当該広告が終了した時から5年間保存しなければならない。

- (1) 広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録
- (2) 広告をした日時、媒体、揚所、送付先等の広告方法に関する記録
- (3) 第4条第2号及び第3号の同意を証する書面

(違反行為の調査・指導・排除等)

第13条 会長は、会則第102条に基づき、本規則等に違反するなど必要があると認めたときは、会員に対し、必要な指示若しくは指導をし、又は前条の記録等の提出を求め、その他広告

に関する調査を行うことができる。この場合、会員は会長の当該指示若しくは指導に従わなければならない。また、正当な事由がなければ調査を拒んではならない。

- 2 前項の調査の過程に於いて、広告が第3条第1号に該当する疑いがあるときは、会長は、広告をした会員に対して、広告内容が事実と合致していることを証明するよう求めることができる。
- 3 前項の場合において、広告をした会員が広告内容につき事実と合致していることを証明できなかったときは、会長は、当該広告が第3条第1号に該当するものとみなすことができる。
- 4 本会は、当該会員が会則第102条による必要な指示若しくは指導に従わない場合、又は違反行為の中止若しくは排除が困難な場合には、本会がこれら前述の措置を行った事実、及び理由の要旨を本会のホームページで公表するとともに、広告掲載先等へその旨を通知することができる。なお、当該会員に弁明の機会を与え、反論があれば併せて公表するものとする。
- 5 会長は、第1項の調査において、会則第86条に違反するおそれがあると認めるときは、会則第49条に基づき綱紀調査委員会に調査をさせなければならない。

(運用指針)

第14条 会長は、この規則の解釈及び運用につき、理事会の承認を得て、指針を定めることができる。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の制定日(平成22年5月29日)に現に行われている若しくは制定日前に広告の契約を締結したもので、施行日までにこの規則に適合させることが著しく困難である場合は、広告の契約期間を証する書面等を提出して、会長の承認を受けなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、改正福岡県司法書士会会則の認可の日(平成24年8月31日)から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の改正日(平成27年5月23日)に現に行われている若しくは改正日前に広告の契約を締結したもので、改正後、施行日までにこの規則に適合させることが著しく困難である場合は、広告の契約期間を証する書面等を提出して、本規則に適合させる期間の猶予を求め、会長の承認を受けなければならない。